

■羽曳野市介護保険条例(平成 12 年羽曳野市条例第 13 号) <抜粋>

(介護認定審査会の委員の定数)

第 2 条 法第 14 条に規定する羽曳野市介護認定審査会に係る法第 15 条第 1 項に規定する委員の定数は、70 人以内とする。